

低所得世帯支援給付金（追加分） （7万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 低所得世帯支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から令和6年2月まで予期せず、家計が急変した世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要です**。

すでに当該給付金の支給を受けた世帯や他市区町村で支給を受けた世帯は受給することができません。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**（1回限り）

給付金の支給時期

町が確認書（または申請書）を審査してから30日以内

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和5年12月1日時点で湯河原町に住民登録があり、「**世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税**」の世帯

令和5年1月～令和6年2月の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯（家計急変世帯）

湯河原町から確認書が届きます
（要返送）

提出期限:令和6年2月29日(木)

※令和5年1月2日～12月1日までに町外からの転入者がいる世帯は申請の手続きが必要です。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期限:令和6年3月15日(金)

※申請時点で湯河原町に住民登録があること

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年12月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 給付対象となる**可能性がある世帯**に対して、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しております。必ず内容を確認して、**返信してください**。

【確認事項】

- ① あなたの世帯全員が、住民税が課税されている他世帯の親族（父母・子・配偶者等）から令和5年度の税法上の扶養親族となっている場合は、受給できません。必ずご家族に確認してください。
- ② 住民税が未申告の方で、課税相当の収入がある方がいる世帯は受給できません。
- ③ 振込み口座に誤りがないかご確認ください。



世帯の中に、令和5年1月2日～12月1日までに町外から転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に湯河原町役場社会福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。
- 令和5年1月2日以降の転入者がいる世帯は、前住所の市町村から、令和5年度低所得世帯に対する支援給付金と同じ趣旨の給付金を受給した世帯主が同一世帯にいないことが条件となります。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

住民税非課税となる年間給与収入の目安（湯河原町の場合）【例】単身の場合：97万円以下、妻又は子1人を扶養の場合：148万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、湯河原町役場社会福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。
- 令和5年1月2日以降の転入者がいる世帯は、前住所の市町村から、令和5年度低所得世帯に対する支援給付金と同じ趣旨の給付金を受給した世帯主が同一世帯にいないことが条件となります。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ
湯河原町社会福祉課
「低所得世帯支援給付金」窓口
☎0465-63-2111 (内線) 313・314
受付時間 平日8:30～17:15